

<p>当初設計書</p> <p>設計工事費 (消費税及び地方消費税額)</p> <p>当初金 () 円也</p>		設計	精算
<p>起工番号 : 道維修第 7 号 履行期間 90日間</p> <p>会計年度 : 令和 7 年度 単価世代 : 令和07年07月01日 公共</p> <p>事業名 : 道路維持修繕事業 諸経費率 : 公共 令和06年10月01日</p> <p>修繕名 : 上津校区舗装修繕 (市道E9号線)</p> <p>設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所</p> <p>工事場所 : 久留米市 藤山町 地内</p>			
設計の概要	(当初設計)		
	舗装工	A= 266.0m ²	
	区画線工	L= 54.5m	

本 修 繕 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装修繕	1	式				
舗装修繕工（夜間）	1	式				
舗装版取壊し工（夜間）	1	式				
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	106	m			P 1号	
泥水運搬（夜間）（3tトラック、吸引積込含む） 運搬距離7.0km以下	1	m3				
廃棄物処理費（中間処理） アスファルト切断時濁水 夜間（22:00～）	1	m3				
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下 障害等無し 積込作業有 騒音振動対策必要	266	m2			P 2号	
殻運搬 舗装版破碎 機械（騒音対策不要、厚15cm以下） 0.3km以下 DID区間無 タイヤ損耗費（良好）含む	13	m3			P 3号	
産業廃棄物中間処理料アスファルト（掘削） （積算単価）久留米県土管内	13	m3				
舗装工（夜間）	1	式				
不陸整正 29mm以上34mm未満 再生粒度調整砕石 RM25	266	m2			P 4号	
表層（車道・路肩部）1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン（13） 平均幅員1.4～3.0m以下 フライムコート 締固密度2.35	266	m2			P 5号	

本 修 繕 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
付属工（夜間）	1	式				
区画線設置 熔融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白 夜間 時間制約無	51	m			施 1 号	
区画線設置 熔融式手動 実線 45cm 塗布厚1.5mm 白 夜間 時間制約無	3	m			施 2 号	
安全費（夜間）	1	式				
交通誘導警備員B	6	人				
直接修繕費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純修繕費	1	式				
現場管理費	1	式				
修繕原価	1	式				
	1	式				

上津校区舗装修繕(E9号線)
特記仕様書

令和7年度

久留米市

都市建設部 公園土木管理事務所

作成: 令和7年7月

特記仕様書

1. 適用	<p>(1) 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。</p> <p>(2) 本特記及び図面に記載のないものは、下記の図書による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土木工事共通仕様書(福岡県県土整備部) ■ 土木工事施工管理の手引き(福岡県県土整備部) ■ 舗装設計施工指針((社)日本道路協会) □ 道路橋示方書・同解説((社)日本道路協会) □ 下水道土木工事共通仕様書(案)(国土交通省 都市・地域整備局下水道部) □ 久留米市公共下水道標準仕様書 □ 下水道工事施工管理マニュアル ■ 道路土工指針 □ コンクリート標準示方書 ■ 路面標示設置マニュアル ■ 区画線設置工事共通仕様書 □
2. 共通事項	
①他工事との調整	<p>□ 近接の工事とは、常に十分な調整を図らねばならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">下記の発注工事と調整を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 久留米市発注の工事 () □ 久留米市企業局発注の工事 () □ その他官公庁関係の工事(発注者) () □ 九州電力発注の工事 □ NTT発注の工事 □ その他通信事業者の工事(企業名) () □ その他の工事(発注者) ()
②事前調査	<p>■ 着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な事前調査を行い、十分把握のうえ施工しなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 着工前測量 (境界確認、縦横断測量) () ■ 上空調査 (上空架空線の確認) () ■ 地下調査 (既設埋設管路の位置確認) () ■ 影響調査 (近接する建物の着手前の確認) () □ その他 ()
③本修繕の制限	<p>■ 本修繕の施工にあたり、施工内容・施工時期・施工時間等について、下記の制限があるので、遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 施工内容 () □ 施工時期 () ■ 施工時間 (夜間施工 21:00～翌5:00) () □ その他 () <p>□ 無</p> <p>※ やむを得ず、作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。</p>

④週休2日に関する事項	<input type="checkbox"/> 週休2日の試行対象 (1) 試行内容については、「久留米市週休2日工事試行要領(土木)」によること。ただし、間接工事費等の補正については、当初設計時より「通期」の4週8休補正率で計上している。 (2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑤遠隔臨場検査に関する事項	遠隔臨場の試行対象 (1) 試行内容については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」によること。 (2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑥情報共有システムに関する事項	情報共有システムの試行対象 (1) 試行内容については、「久留米市情報共有システム試行要領」によること。 (2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。
⑦ワンデーレスポンスについて	ワンデーレスポンスの実施 本修繕は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
⑧ウィークリースタンスについて	ウィークリースタンスの試行対象 本修繕は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。
⑨産業廃棄物の運搬・処分	(1) 産業廃棄物の運搬車等に係る標示の義務付け有り。 (2) 産業廃棄物の運搬車等に係る書面備え付けの義務付け有り。 (3) 運搬処理について、下記項目の写真を品目毎に提出しなければならない。 なお、状況写真では車両ナンバーが確認できるように撮影すること。 ①施工状況、積込み等の搬出状況写真 (4) 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。 (5) 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の原本を監督職員に提示しなければならない。 (6) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督職員と協議を行い契約変更の対象とする。 (7) 受注者は、当該濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの原本を監督職員に提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> 資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により「再生資源利用計画(実施)書」及び「再生資源利用促進計画(実施)書」は、建設副産物情報交換システム「COBRIS」による工事情報の登録を行い作成するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」を監督職員に提出し、その内容を説明しなければならない。 なお、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
⑩事後調査	<input checked="" type="checkbox"/> 竣工にあたり、事前調査の状況報告、復元等について報告すること。
	下記の事後調査については、その結果を監督職員に報告すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 竣工時測量 (出来形測量、官民境界復元) <input type="checkbox"/> 上空復元報告 () <input type="checkbox"/> 地下調査報告 () <input checked="" type="checkbox"/> 影響調査報告 (近接する建物の竣工後の確認) <input type="checkbox"/> その他 ()

5. 基礎工																							
①杭基礎	<input type="checkbox"/> 本修繕において杭基礎有り <input type="checkbox"/> 杭の許容支持力は下記による <table border="1" data-bbox="520 237 1422 360"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 237 959 275">施設名</th> <th data-bbox="959 237 1422 275">支持力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 275 959 313"></td> <td data-bbox="959 275 1422 313">KN/本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 313 959 351"></td> <td data-bbox="959 313 1422 351">KN/本</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 試験杭の指定 <table border="1" data-bbox="520 439 1422 600"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 439 753 477">施設名</th> <th data-bbox="753 439 956 477">本数</th> <th data-bbox="956 439 1075 477">杭長</th> <th data-bbox="1075 439 1422 477">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 477 753 515"></td> <td data-bbox="753 477 956 515">監督職員の指示による</td> <td data-bbox="956 477 1075 515">- m</td> <td data-bbox="1075 477 1422 515">1. 本杭に使用し、余長分は切断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 515 753 553"></td> <td data-bbox="753 515 956 553"></td> <td data-bbox="956 515 1075 553"></td> <td data-bbox="1075 515 1422 553">2. 位置は監督職員と協議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 553 753 600"></td> <td data-bbox="753 553 956 600"></td> <td data-bbox="956 553 1075 600"></td> <td data-bbox="1075 553 1422 600">3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="520 607 1422 636">試験杭の結果、杭長に変更が生じた場合は、監督職員と協議する。</p> <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> プレホーリング拡大根固め工法[建設大臣認定] <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 載荷試験 <input type="checkbox"/> 要(本) <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 杭の材質、形状、寸法等は設計図書による <input checked="" type="checkbox"/> 本修繕において杭基礎無し	施設名	支持力		KN/本		KN/本	施設名	本数	杭長	備考		監督職員の指示による	- m	1. 本杭に使用し、余長分は切断				2. 位置は監督職員と協議				3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ
施設名	支持力																						
	KN/本																						
	KN/本																						
施設名	本数	杭長	備考																				
	監督職員の指示による	- m	1. 本杭に使用し、余長分は切断																				
			2. 位置は監督職員と協議																				
			3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ																				
②直接基礎	<input type="checkbox"/> 本修繕において直接基礎有り <input type="checkbox"/> 載荷試験 要 試験法() <input type="checkbox"/> 載荷試験 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 本修繕において直接基礎無し																						

6. 仮設工	<input type="checkbox"/> 指定仮設工法有り <input type="checkbox"/> 任意仮設工法有り <input checked="" type="checkbox"/> 本修繕において仮設工無し								
①土留工	<input type="checkbox"/> 本修繕において土留工法有り <input type="checkbox"/> 一般仕様による <input type="checkbox"/> 指定工法 <table border="1" data-bbox="520 360 1422 483"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 360 959 398">仮設材</th> <th data-bbox="959 360 1422 398">工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 398 959 436"></td> <td data-bbox="959 398 1422 436"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 436 959 474"></td> <td data-bbox="959 436 1422 474"></td> </tr> </tbody> </table>	仮設材	工法						
仮設材	工法								
②仮設物の存置	<input type="checkbox"/> 本修繕において仮設物の存置有り <input type="checkbox"/> 本修繕で施工する下記仮設物については、修繕完成後も存置すること。 <table border="1" data-bbox="520 600 1422 685"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 600 754 638">仮設物の内容</th> <th data-bbox="754 600 1422 638"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 638 754 676"></td> <td data-bbox="754 638 1422 676"></td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 本修繕で使用する下記仮設物については、既に設置済みである。 <table border="1" data-bbox="520 763 1422 848"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 763 754 801">仮設物の内容</th> <th data-bbox="754 763 1422 801"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 801 754 840"></td> <td data-bbox="754 801 1422 840"></td> </tr> </tbody> </table>	仮設物の内容				仮設物の内容			
仮設物の内容									
仮設物の内容									
③水替工	<input type="checkbox"/> 本修繕において水替工有り <input type="checkbox"/> 釜場排水 <input type="checkbox"/> ウェルポイント(設計図書による) <input type="checkbox"/> ディープウェル(設計図書による) <input type="checkbox"/> その他 ()								

7. その他							
①付帯工	<input type="checkbox"/> 付帯工にあたり下記指定事項有り <table border="1" data-bbox="518 197 1422 320"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 197 959 235">工種</th> <th data-bbox="959 197 1422 235">指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 235 959 273"></td> <td data-bbox="959 235 1422 273"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 273 959 311"></td> <td data-bbox="959 273 1422 311"></td> </tr> </tbody> </table>	工種	指定事項				
工種	指定事項						
②材料規格指定について	<input checked="" type="checkbox"/> JIS規格 <input type="checkbox"/> 材料規格に下記指定事項有り <table border="1" data-bbox="518 436 1422 560"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 436 959 474">品名</th> <th data-bbox="959 436 1422 474">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 474 959 512"></td> <td data-bbox="959 474 1422 512"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 512 959 551"></td> <td data-bbox="959 512 1422 551"></td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 指定事項無し	品名	備考				
品名	備考						
③本修繕の注意事項	<input type="checkbox"/> 本修繕は高良内小学校の正門から半径500m以内の指定通学路を施工するため十分な安全対策を講じること。 <input type="checkbox"/> 本修繕は来客者用駐車場を保有する店舗の沿線を施工するため、出入口の確保を講じること。 <input type="checkbox"/> 本修繕は土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を施工するため、緊急車両の通行や迂回路の確保を講じること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本修繕は夜間施工のため周辺家屋等への環境対策を講じること。 <input type="checkbox"/> 施設管理者(道路)等による本修繕の注意事項 () <input type="checkbox"/> 本修繕は概算数量設計のため別紙仕様書有り <input type="checkbox"/> ○○○の資材単価については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い特別調査が困難であったため、発注時は見積りにより○○○○○○円(税抜き)と設定している。本資材単価については、契約後の特別調査の結果次第では設計変更の対象となる。 (1) 本修繕は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上および迅速化を目的として、設計変更および一時中止等の協議を行うため、受注者は、「設計変更協議会」の開催を求めることができる。ただし、上記「協議会」開催の申し出については、工期末の30日前(工期が60日以下の修繕については20日前)までに行なうものとする。 (2) その他、本修繕に際し、疑義が生じた場合は、すみやかに監督職員と協議すること。 (3) 現場代理人、主任技術者は、腕章を着用すること。 (4) 受注者は、本修繕に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、すみやかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。 (5) 代価表については、原則的に添付しない。						

<p>④交通誘導警備員</p>	<p>■ 交通誘導警備員有り</p> <p><input type="checkbox"/> 指定路線での修繕</p> <p>(第1条) 本修繕は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導警備員は交通誘導警備員検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備員検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。</p> <table border="1" data-bbox="523 412 1345 734"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級交通誘導警備員検定合格者</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td>・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(第2条) 本修繕における交通誘導警備員は、規制箇所毎に交通誘導警備員Aを1名、それ以外を全て交通誘導警備員Bで計上しているが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。なお交通誘導警備員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員をいい、交通誘導警備員Bとは、交通誘導警備員A以外の1級又は2級検定合格警備員、及び監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者をいう。</p> <p>■ 指定路線外での修繕</p> <p>(第1条) 本修繕は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導警備員は交通誘導警備員検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備員検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者については、この限りではない。</p> <p>配置箇所</p> <p>■ 施工区間の前後</p> <p><input type="checkbox"/> 交差点部</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>()</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備員無し</p> <p>交通誘導警備員については、原則設計計上しない。</p>	資格	資格要件	1・2級交通誘導警備員検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者
資格	資格要件						
1・2級交通誘導警備員検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者						
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者						
<p>8. 共通仮設費</p>							
<p>1) 運搬費</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定事項有り</p> <p> </p> <p>■ 指定事項無し</p>						
<p>2) 準備費</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定事項有り</p> <p> </p> <p>■ 指定事項無し</p>						
<p>3) 事業損失防止施設費</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定事項有り</p> <p> </p> <p>■ 指定事項無し</p>						
<p>4) 安全費 修繕標識、 保安施設標識</p>	<p>修繕標識、保安施設標識の設置箇所等については、監督職員と綿密に協議すること。</p>						

<p>②修繕の一部を下請に出す場合</p>	<p>①施工体制について</p> <p>受注者は、下請がある場合、下請契約後10日以内に監督職員へ提出するものとする。施工体制に関する次の書類を監督職員に提出するものとする。</p> <p>また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に提出するものとする。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。</p> <p>なお、施工体制台帳、施工体系図および誓約書(下請負人用)の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>また、受注者は施工体制台帳および施工体系図の写しを「関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所」に掲示しなければならない。</p> <p>(1) すべての工事 …… 施工体制台帳・施工体系図・誓約書(下請負人用) ※外注計画書・下請契約報告書の提出は不要</p>
<p>③安全訓練等の実施について</p>	<p>②下請人の市内優先活用</p> <p>受注者は、下請契約の相手方を市内中小企業から選定するように努めなければならない。</p> <p>また、下請契約の相手方を市外業者(市内に本店を有する業者以外の業者)とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて「選定理由書」を監督職員に提出すること。</p> <p>安全訓練等の活動計画書については現場着手前に、活動報告書については工事安全対策自己点検チェックリストを実施後7日以内に工事打合せ簿にて監督職員に提出しなければならない。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。</p>
<p>12. 追記事項</p>	
<p>①修繕各種保険</p>	<p>第三者保険の加入</p> <p>(1) 受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、修繕の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。</p> <p>法定外の労災保険の付保</p> <p>(2) 受注者は修繕に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>なお、受注者は上記保険の証券等(契約内容が分かるもの)の写しを監督職員に提出すること。</p>
<p>②公共事業各種調査等に対する協力</p>	<p>(1) 公共事業各種調査の協力について</p> <p>本修繕が公共事業各種調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本修繕の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>(2) 公共事業各種調査に伴う日常管理について</p> <p>本修繕が公共事業各種調査等の対象となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って日頃より管理しなければならない。</p> <p>(3) 公共事業各種調査に伴う下請け契約業者について</p> <p>本修繕の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請けの受注者(当該下請けの一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前(2)項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>
<p>③下請負人等の選定</p>	<p>(1) 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。</p>

④暴力団排除に関する事項	<p>受注者は、当該修繕の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(2) 暴力団等から不当要求による被害又は妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。</p> <p>(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、修繕に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。</p>						
⑤暴力団排除に係る下請契約に関する事項	<p>受注者は、当該修繕の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。</p> <p>(2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。</p>						
⑥暴力団等排除連携会議に関する事項	<p>予定価格1.5億円以上の工事及びその附帯工事並びに市長が必要と認めた工事(工場製作工程が主たる工程となる工事を除く)の受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、暴力団等排除連携会議(以下「連携会議」という。)に加入しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、当該工事の下請人を連携会議に加入させなければならない。</p> <p>(3) 受注者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による工事現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて、協力しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="520 1126 1347 1249"> <thead> <tr> <th>予定価格による設置基準</th> <th>会議形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事</td> <td>総会</td> </tr> <tr> <td>1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事</td> <td>研修会</td> </tr> </tbody> </table> <p>総会:元請及び下請け事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一堂に会する会議</p> <p>研修会:元請及び下請け事業所の現場責任者が一堂に会する工程会議等に、警察と市が出向いて研修を行う会議</p>	予定価格による設置基準	会議形態	5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	総会	1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	研修会
予定価格による設置基準	会議形態						
5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	総会						
1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	研修会						
⑦創意工夫や地域社会への貢献について	<p>受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、完成日までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。</p>						

<p>⑧熱中症対策に関する事項</p>	<p>(1) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行修繕の期間中における真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。</p> <p>(2) 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間施工の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。 なお、WBGT を用いて真夏日を計測する場合は、WBGT が25℃以上となる日数を真夏日とみなす。</p> <p>(3) 工期とは、着手日から完成日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、修繕全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(4) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率＝ 工期期間中の真夏日 ÷ 工期</p> <p>(5) 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。</p>
<p>⑨工事カルテの作成登録</p>	<p>受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、コリンズに基づき、受注・変更・完成・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し原則として、システムからのメールに添付して提出すること。監督職員の確認後、登録時に、監督職員から「工事実績データに登録の承諾」、「工事名」、「確認年月日」を記載したメールを受領すること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>ただし、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ発行時にシステムから監督職員にメール送信される場合、監督職員への提示や提出は不要とする。</p> <p>○受注時：契約後、土・日曜日、祝日などを除き10日以内 ○変更時：変更があった日から、土・日曜日、祝日などを除き10日以内 ○完成時：工事完成後(※)土・日曜日、祝日などを除き10日以内 (※)検査職員が合格と認めた日</p> <p>○訂正時：適宜 ※) 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。</p>
<p>⑩前払い</p>	<p><input type="checkbox"/> 本工事の契約は、2か年度にわたるものであるが、契約年度に次年度の工事完成の時期を保証期間として、前払金を一括して支払うものとする。</p>
<p>⑪部分払い</p>	<p><input type="checkbox"/> 令和 年度末に出来形検査を受け、同年度内に部分払いの請求を行うこと。</p>

契約に関する特記仕様書

(監理技術者の兼務)

1. 本修繕において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。

ただし、当初予定価格(税込み)が3億円以上の工事、または、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

 - (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる業務の数は、本修繕を含め同時に2件までとする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、久留米市内又は久留米市の隣接自治体内の工事で行なければならない。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 本市以外の機関が発注する工事との兼務は、いずれの発注者も認めるものであること。
2. 監理技術者補佐を設置し、特例監理技術者を設置する工事に該当することが受注時に予め判断される工事は「特例監理技術者兼務申請書」を契約締結までに発注者に提出し、承認を得ること。
3. 届出した技術者は真にやむをえない場合を除き変更できない。（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く）
4. 工事の途中で専任の監理技術者が監理技術者補佐を設置し、他の工事現場を兼務する場合、または監理技術者補佐の変更・解除がある場合は、予め監督職員等と協議を行い、技術者の配置、変更等を行う前に「特例監理技術者兼務申請書」もしくは、「監理技術者補佐変更・解除届」を提出し承認をえること。なお、「監理技術者補佐変更・解除届」は発注者が受理したことをもって承認したものとみなす。

(専任を要する主任技術者の兼務)

請負代金が4,500万円以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。

ただし、兼務する工事の一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。

(現場代理人の兼務)

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。

- ・兼務する工事の両方又はいずれか一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。
 - ・兼務件数は2件までとし、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
 - ・兼務しても安全管理、工程管理等の現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
 - ・監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- なお、上記に関わらず次の要件を満たす場合は、3つの工事現場の現場代理人の兼務を認める。
- ・兼務する工事等の全てが、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事であること。
 - ・現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
 - ・兼務しても安全管理、工程管理等の現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
 - ・監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

(余裕期間)

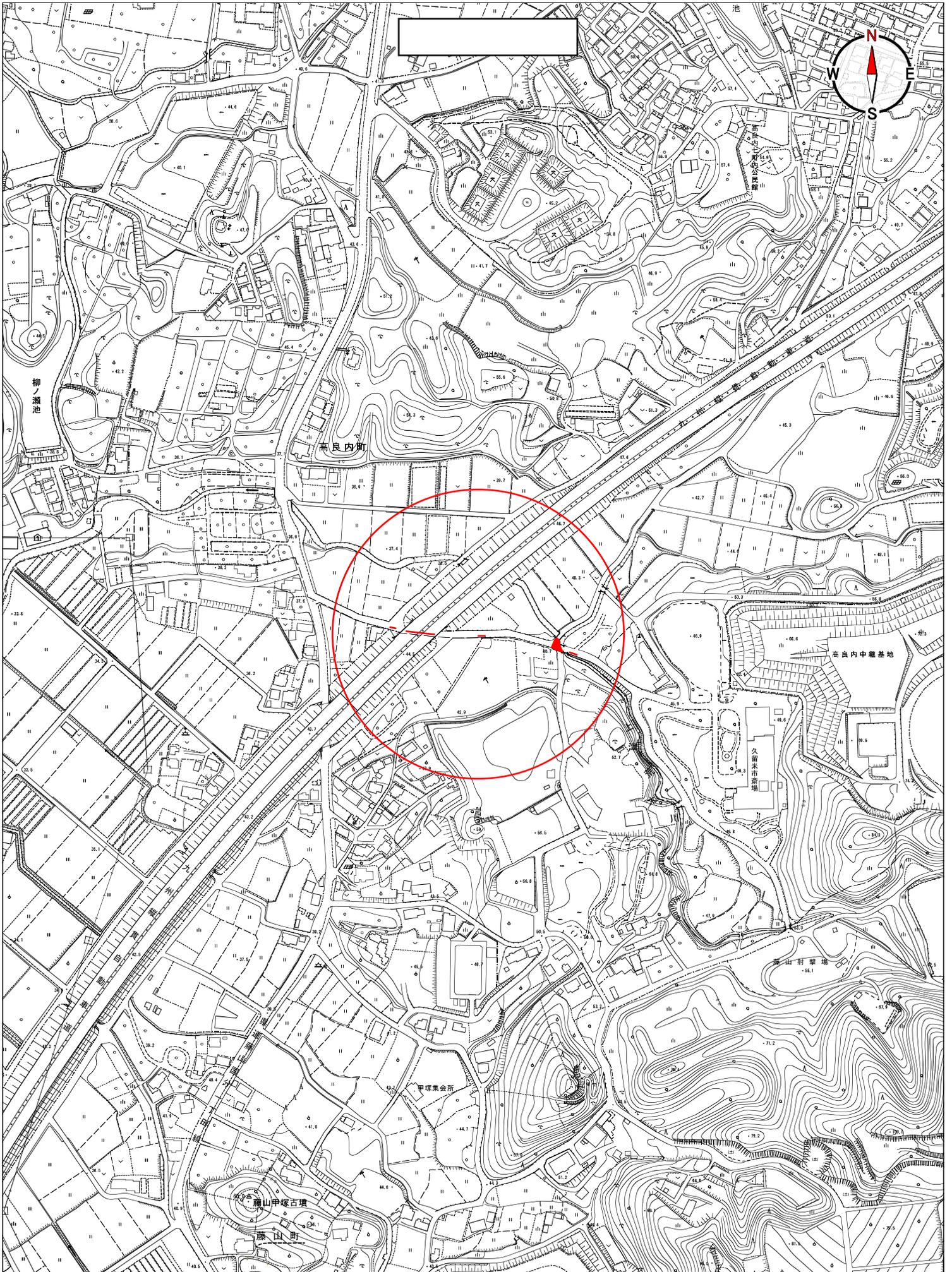
- ・本修繕の工期は、契約締結日の翌日から90日間であるが、着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
- ・余裕期間内は、原則として着工（施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始）しないものとするが、監督職員との協議により着工することもできる。
- ・技術者の専任配置を要する工事については、着工日から技術者の専任を求めることとする。ただし、現場施工（資材の投入や仮設物の設置等）の着手日が仕様書等に明記されている場合には、現場施工の着手日から専任配置を求める。
- ・現場代理人は、現場施工の着手日から常駐を要する。
- ・コリンズ登録は、余裕期間終了日（余裕期間内に着工する場合は、着工届の提出日）までに行うこと。
- ・金額（諸経費）の積算においては、余裕期間は考慮していない。

(着工届)

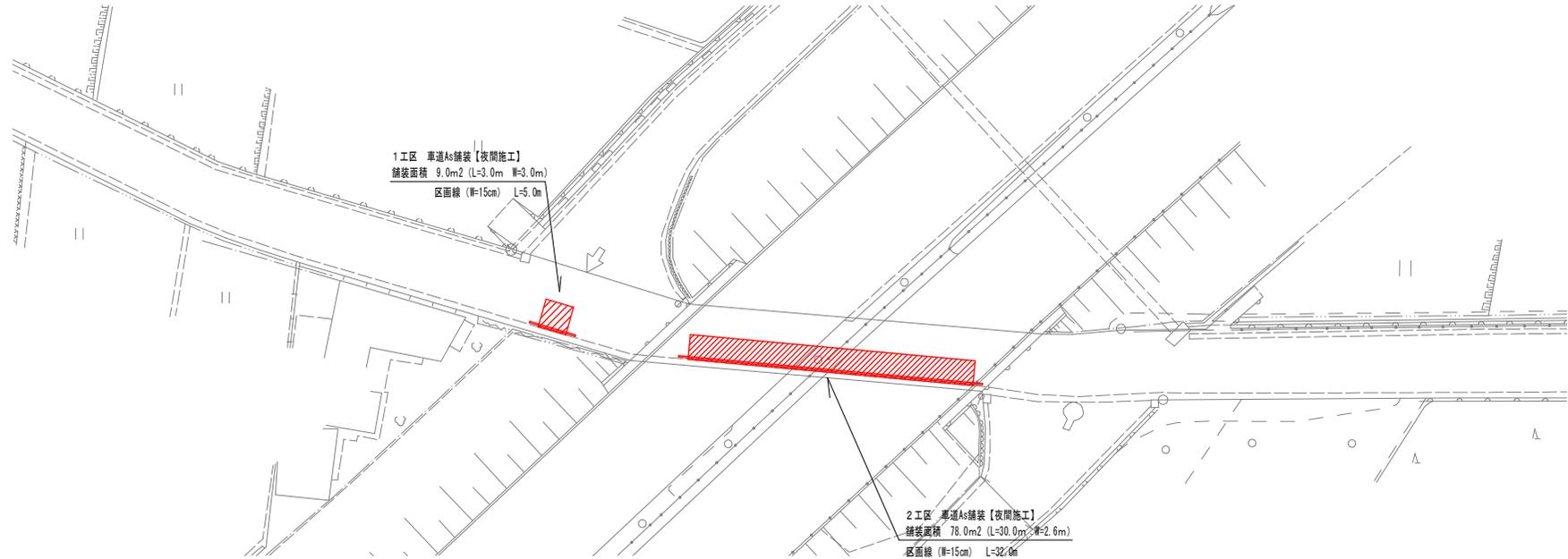
- ・着工届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着工する場合には、その前日までに提出すること。
- ・工程表は、着工届と合わせて提出すること。
- ・工程表には、余裕期間を表示すること。

(その他)

- ・本修繕における監督業務については、環境部建設課において実施する。



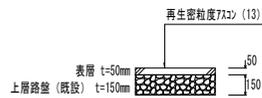
平面図 (1) S=1:250



工区名	舗装版切断 (t=15cm以下)	舗装修繕 (表層 t=5cm)	区画線 (w=15cm)	区画線 (w=30cm)	備考
1工区	9.0m	9.0m ²	5.0m		夜間施工
2工区	35.2m	78.0m ²	32.0m		夜間施工

舗装工

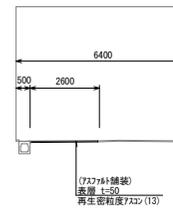
S=1:20



標準横断面

S=1:100

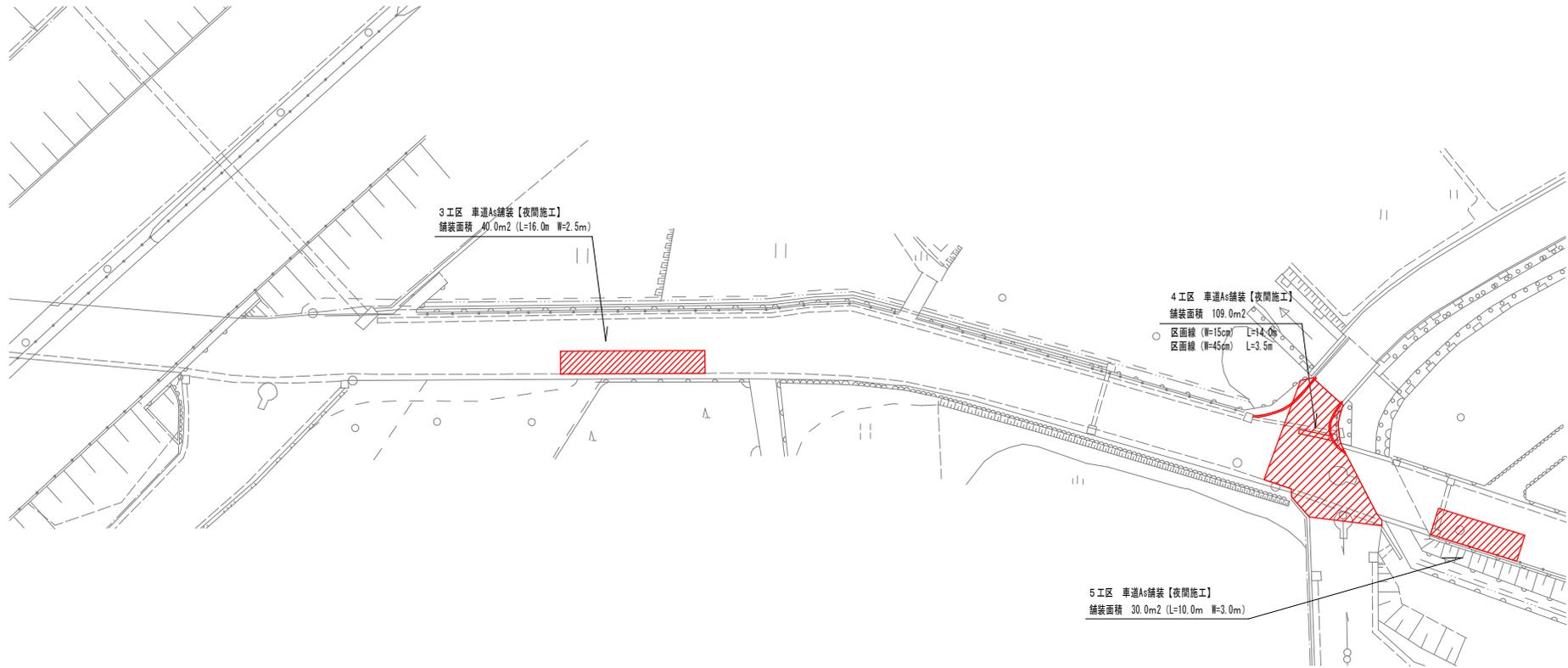
2工区



原図サイズA1

工事名	上津校区舗装修繕 (市道E9号線)		
工事場所	久留米市 藤山町 地内		
図面名称	平面図 (1)		
縮尺	1:250	図面番号	1/2
久留米市 都市建設部 公園土木管理事務所			

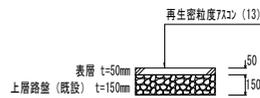
平面図(2) S=1:250



工区名	舗装版切断 (t=15cm以下)	舗装修繕 (表層 t=5cm)	区画線 (w=15cm)	区画線 (w=45cm)	備考
3工区	21.0m	40.0m ²			夜間施工
4工区	24.8m	109.0m ²	14.0m	3.5m	夜間施工
5工区	16.0m	30.0m ²			夜間施工

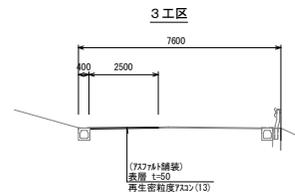
舗装工

S=1:20



標準横断面

S=1:100



原図サイズA1

工事名	上津校区舗装修繕(市道E9号線)		
工事場所	久留米市 藤山町 地内		
図面名称	平面図(2)		
縮尺	1:250	図面番号	2/2
久留米市 都市建設部 公園土木管理事務所			